津島市から スロック塀等撤去費補助のご案内

~ ブロック塀等撤去費補助事業 ~

市では市民の安全を守るため、倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去に対し、 補助金を交付しています

◎ 受付期間 令和6年10月31日 まで

※募集戸数に達した場合は、期間内でも受付を締め切ることがあります。

◎ 募集戸数 10戸程度 (先着順)

次の要件等を満たすブロック塀等の撤去が対象となります

- ①「津島市地域防災計画ー資料編ー」に掲げる避難所(民間協力 一時避難所および福祉避難所を除く。)又は市内における住宅 や事業所等から避難所に至る道路に面し、その境界から2m 以内にあるもの
- ◎ 補助対象
- ②倒壊のおそれがあるもの
- ③道路からの高さが1m以上のもの
- ④建築物の新築または改築等に伴う撤去でないこと
- ※詳しくは下記取扱い担当までお尋ねください。
- ◎ 補助限度額 10万円/件※

※撤去工事に要した費用に2/3を乗じた額か、撤去面積1㎡当たりに1万円を 乗じた額のいずれか少ない額を補助します

所有者の方だけでなく、ご家族などからのご相談も 受付していますので、お気軽にご相談ください!

〜詳しくは下記までお問い合わせください〜 〒 496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市 建設産業部 都市計画課 都市計画グループ

電話0567-55-9627

ホームページでもご覧になれます

http://www.city.tsushima.lg.jp

津島市>くらし>住まい・建築>ブロック塀等の安全対策について

